

落札後の注意事項

権利移転手続き

入札終了後にうきは市が落札者へメールにより、落札物件の売却区分番号、行政機関の連絡先などをお知らせします。メールを確認後、できるだけ早く下記へ連絡し、権利移転手続きについて説明を受けてください。

《必要な費用》

●契約締結期限までに

契約保証金	入札保証金を契約保証金に充当しますので、不要です。
-------	---------------------------

●代金納付期限までに

売払代金の残金	・ 売払代金の残金＝落札金額－契約保証金額（入札保証金額） ・ うきは市から納付通知書を郵送しますので、入札公告に記載する納付期限までに一括で納付してください。 ・ 納付後、領収書の写しをうきは市市民協働推進課へ持参またはファックス、メール（添付）にて送信してください。
---------	---

ご注意

- ・ 自動車の権利移転に伴う費用は落札者の負担となります。
- ・ 上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

《必要な書類》

必要な書類の一部はうきは市のホームページでダウンロードできます。

売買契約書	2部送付しますので、必要事項を記入、押印して、契約締結の期限までに必着でご返送ください。
保管依頼書	売却代金の残金納付時に引渡しを受けない場合は、提出ください。
売却物件の引渡し希望日時調査票	売買契約書と一緒に送付しますので、記入後、期限までにうきは市役所市民協働推進課へ必着でご返送、またはファックス、メール（添付）にて送信ください。
委任状	引渡しを代理人へ委任する場合は提出ください。
市有財産（自動車）移転登録等書類受領書	売却代金の残金納付を確認後に一時抹消登録証明書等の書類を送付しますので、受領したらうきは市市民協働推進課へ持参または郵送してください。
市有財産受領書	物件の引渡し時に提出ください。

その他別途指示する書類	
-------------	--

《権利移転の時期と要する期間》

落札者が売却代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	所有権移転時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、所有権移転後にうきは市及び落札者の責めに帰することができない事由によって滅失又は毀損したときは、落札者は、その滅失又は毀損を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません
引き渡し条件	・引渡しは、売却代金の残金納付時の現状のままで、うきは市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応をお願いします。 ・公有財産に品質上の問題があることを発見しても、契約後において履行の追完、代金の減額、損害賠償の請求、または契約の解除をすることはできません。 ・引渡しおよび自動車の登録等に伴う費用は、すべて落札者の負担となります。 ・自動車の落札者は使用の本拠の位置を管轄している運輸支局等において速やかに登録の手続きをしてください。なお、登録後の自動車検査証の写しをうきは市に提出していただきます。また、自動車を解体された場合については、解体を証明する証明書の写しを提出していただきます。その他物件の引渡しに際して、誓約書等の書類を提出していただく場合があります。また、履行確認のため写真等を提出していただくことがあります。
入札保証金の取り扱い	落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合、入札保証金はうきは市に帰属します。
契約保証金の取り扱い	・契約保証金は入札保証金に全額充当します。 ・納付期限までの売却代金残金の納付が確認できない場合、契約は解除し、契約保証金はうきは市に帰属します。

落札後の注意事項に関するお問い合わせ先

うきは市市民協働推進課

メール: shouboubousai@city.ukiha.lg.jp

電話：0943-75-4982

受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分